

昭和二十年勅令第百四十二號  
賣淫防止法の一部を改正する法律の施行期日  
を昭和二十一年四月一日とす  
の旨を公布せしめる。

昭和二十年四月一日

内務大臣  
内務省大臣  
内務大臣

勅令第 号

第一條 暴行又は脅迫によらないでも婦女を床寮させて賣淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二條 婦女に賣淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを一年以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

第三條 前二條の未遂罪は、これを罰する。

附 則  
この勅令は、公布の日から、これを施行する。

行政對行法の一節を次のように改正する。  
第二條中「密賣淫」を「賣淫」に改める。  
第三條中「密賣淫犯者」を「賣淫犯者」に、「密賣淫」を「賣淫」に改める。

理由

昭和二十一年二月二十一日附連合國最高司令部日本政府宛「日本に於ける公娼制度廢止に関する件」覺書の履行上必要があるからである。

